

【臨時休館期間を含む年間観覧券の取り扱いについて】

施設改修工事に伴う臨時休館により、当該休館期間を含む、下記の券種をお持ちの方は、有効期限後に観覧料の減免又は割引を受けることができます。なお、当館観覧時のみの取扱いであり、他の埼玉県立博物館等施設の観覧時は適用されません。

○対象の年間観覧券の券種について

- ・有効期間に当館工事休館期間を含む当館年間観覧券
- ・有効期間に当館工事休館期間を含む他館（※）の年間観覧券

（※）埼玉県立歴史と民俗の博物館、埼玉県立近代美術館、埼玉県立嵐山史跡の博物館館、埼玉県立自然の博物館、埼玉県立川の博物館が対象となります。

詳細については、総務・公園管理担当までお問合せください。